

【家畜・家きん用(牛以外)】

原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について ～安全な畜産物を生産するために～

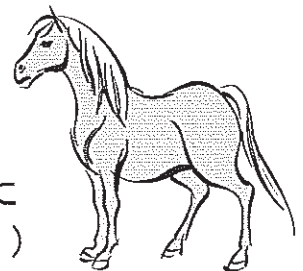
原発事故後収集した稲わらを給餌されていた等、飼養管理が適正でなかったと考えられる食肉として出荷した牛から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されています。

これまで大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出された地域などにおいて適正な飼養管理について周知をしてきたところですが、安全な畜産物の生産・供給のため、以下の指導内容について再度ご理解いただき、徹底していただきますようお願いいたします。

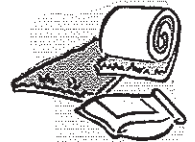
1. 飼料について

放射性物質がかかった飼料を与えることがないようにしましょう。

- (1) 事故の発生前に刈り取った飼料や輸入飼料を使いましょう。
- (2) 倉庫など屋内で保管された飼料を使いましょう。
- (3) 屋外で保管されている飼料については、飼料タンクやラップ等で密閉保管されたものだけを使いましょう。(念のため、使う前に乾草等を覆っているラップ等を布で拭いたり、水洗いしましょう。)



※放射性物質により汚染されたおそれのある敷料(麦かん、稲わら、牧草等)は使用しないで下さい。



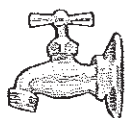
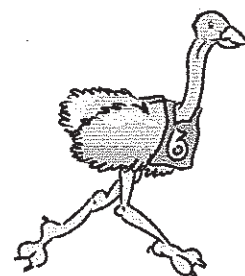
2. 家畜の飲用水について

家畜の飲用水は、放射性物質が混入しないよう気をつけましょう。

- (1) 水道水や井戸水など、放射性物質の混入のおそれのない水を利用しましょう。
- (2) 貯水槽には、フタをするなどホコリや雨水が入らないようにしましょう。
- (3) 舎外の水槽等で家畜に水を与えることは避けましょう。



水たまり

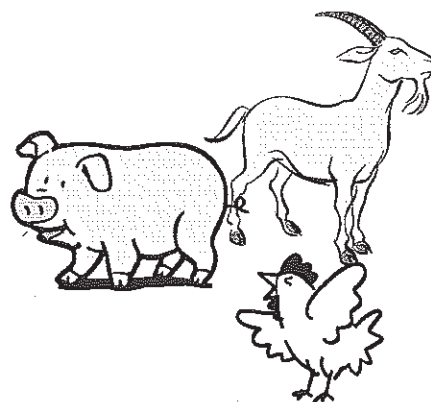


水道

3. 放牧について

当面、放牧等はやめて畜舎内で飼育しましょう。

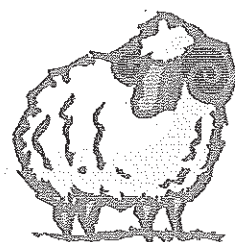
- 当面、放牧や野外飼養(パドック)等へ出すことはやめて、畜舎内で飼育しましょう。
(特に、めん羊や山羊については放射性物質の畜産物への移行性が高いことが知られています。)



4. その他

ご不明な点については、県または下記の連絡先にご相談ください。

- 聞き取り調査により、飼養管理が適正でないことが判明した場合、当面の間、家畜及び畜産物(卵・乳)については、移動及びと畜場等への出荷の自粛をお願いします。



【参考】

・平成23年3月19日付消費・安全局畜水産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知
「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」

(22消安第9976号・22生畜第2385号)

・平成23年6月7日付消費・安全局畜水産安全管理課長補佐事務連絡
「めん羊及び山羊に給与される粗飼料や放牧について」

(農林漁業者の方々へ～畜産関係～ http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/maff2_3.html)

連 絡 先	担 当 者	電 話
県畜産振興課		018-860-1806
県各地域振興局農林部		
農林水産省生産局畜産部 畜産振興課畜産技術室	谷口、新井	03-3502-8111(内4910) 03-3591-3656 (夜間)